

# 国士舘大学における研究データに関する内規

平成29年10月16日 制定

## (目的)

第1条 本内規は、国士舘大学研究者行動規範3-(1)（平成26年10月3日制定）に基づき、国士舘大学における研究活動に係る研究データの保存方法、保存期間及び開示方法等についての指針を定め、適正な研究活動を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 本内規において、研究データとは、論文及び報告書等の研究成果発表の根拠となった資料(文書類、数値等のデータ、画像等)、試料（実験試料及び標本等）及び装置類のことであり、第三者による検証のために必要なものとする。

## (研究活動の記録及び保存)

第3条 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。

2 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用及び第三者による検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノートは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

4 論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意しなければならない。

5 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本内規で定める期間は適切に管理しなければならない。

6 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本内規等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

## (保存期間)

第4条 資料(実験ノート等の文書類、数値等のデータ、画像等)の保存期間は、原則として当該論文及び報告書等の発表後10年間とする。なお、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、本内規と別に定めることができるものとする。

2 試料（実験試料及び標本等）及び装置類の保存期間は、原則として5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料等）についてはこの限りではない。

- 3 本内規は、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や、長く保存することが可能である場合等については、本内規に定める保存期間にかかわらず、必要に応じて保存期間を延長できるものとする。
- 4 本内規に定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合があるので留意するものとする。

(保存責任)

第5条 研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負うものとする。

- 2 研究に係る代表者（責任者）は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能とする。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。研究に係る代表者（責任者）の転出や退職に際しては、所属する課所長等は、これに準じた取扱いとすること。

(開示等)

第6条 研究者及び研究に係る代表者（責任者）は、論文及び報告書等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責任を負うものとする。

(その他の事項)

第7条 研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本内規に定める期間より短い場合、当該研究データ等に係る保存期間は、本内規に定める期間とする。

(事務)

第8条 本内規に関する事務は、教務部学術研究支援課が所掌する。

(改廃)

第9条 本内規を改廃する時は、不正防止計画推進委員会の議を経るものとする。

附則

この内規は、平成29年10月16日から施行する。